

# 東京外国語大学男女共同参画推進室 規程

〔平成26年 3月18日〕  
規 則 第 19 号

改正 平成27年 3月24日規則第 8号

平成27年 7月28日規則第104号

(設置)

第1条 東京外国語大学(以下「本学」という)に、役員会直属の男女共同参画推進室(以下「推進室」という)を置く。

(目的)

第2条 推進室は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に定める基本理念に基づき、本学における男女共同参画を推進することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進方策の企画、立案及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画の現状分析、評価及び改善に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進のために必要な啓発活動に関すること。
- (4) 男女共同参画の推進のための情報提供及び公表・広報に関すること。
- (5) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第4条 推進室は次の各号に掲げる室員をもって組織し、その構成は性別を考慮するものとする。

- (1) 学長が指名する理事、副学長又は学長特別補佐1名
- (2) 学長が指名する大学院総合国際学研究院に所属する教員1名
- (3) 学長が指名する大学院国際日本学研究院に所属する教員1名
- (4) 学長が指名するアジア・アフリカ言語文化研究所に所属する教員1名
- (5) 学長が指名する留学生日本語教育センター教授会構成員1名
- (6) 総務企画課長
- (7) 人事労務課長
- (8) その他学長が指名する者

(任期)

第5条 前条第2号から第5号及び第8号の委員の任期は、学長が任期等を指定した者を除き、2年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期を超えることはできない。

2 前項の室員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第6条 推進室に室長を置き、第4条第1号に定める者をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(専門部会)

第7条 推進室に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 推進室に関する庶務は、関係課等の協力を得て、総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営に必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学経営戦略会議男女共同参画推進部会設置要項（平成22年規則第68号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。